四日市市告示第４６４号

四日市市文化活動促進補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和４月７月６日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市文化活動促進補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、市民等が新型コロナウィルス感染症の感染拡大の防止対策や新しい生活様式に対応した催し物の開催に係る負担を軽減するため、四日市市文化活動促進補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにつ

き、四日市市補助金等交付規則（昭和５７年四日市市規則第１１号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、伝統的な文化行事とは、各地域に伝わる伝統的な文化行事及び民俗芸能であって地域性と歴史性の両面の視点から以下のすべてに該当するものをいう。

　(1) 地域由来の行事であること。

　(2) 地域住民の発意によって実施されるものであること。

　(3) 地域住民のよりどころとなるものであること。

　(4) 行事の創始時期が昭和20年8月以前であること。

　(5) 今後継続する見込みがあること。

　（補助対象者）

第３条　補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に居住する個人又は市内に活動の本拠を有する団体とする。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助対象者としない。

(1) 市及び市が出資した法人

(2) 学校、事業所等内の文化活動団体

(3) 政治的又は宗教的な活動を目的とする事業を行う個人又は団体

（補助対象事業）

第４条　補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 四日市市文化会館第１ホール、第２ホール及び展示室並びにあさけプラザホールを利用して補助対象者自らが企画し、不特定多数の者に広く公開することを目的として開催する文化事業

(2) 令和４年度の市民文化事業支援補助金（全市的事業、地区事業）又は民間文化施設活用事業支援補助金に採択された催し物

(3)ユネスコ無形文化遺産継承支援補助金又は四日市市地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金を活用する、もしくは地域で定例的に行われる伝統的な文化行事

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象事業としない。

(1) 市から前項第２号及び第３号以外の補助金の交付を受けている事業

(2) 補助対象者が主催する教室等が行う日頃の活動の成果を発表するための事業

(3) 営利を目的とする事業

(4) 政治活動及び宗教活動を目的とする事業

(5) 市及び市が関わる実行委員会等が主催・共催となり実施する事業

　（補助対象経費）

第５条　補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) マスク、消毒液、体温計、検査キット等新型コロナウィルス感染症拡大防止に係る消耗品の購入費

(2) オンライン配信を行うための機器レンタル費又は委託費

(3) ホールの定員の制限などにより、通常使用しているホールより大きなホールを使用することになった場合のホール使用料及び通常より多くの諸室を楽屋などで使用することになった場合の諸室の使用料相当額

(4) 新型コロナウィルス感染症拡大防止に係る消毒等のためのスタッフの人件費

(5) 前各号に掲げるもののほか、新型コロナウィルス感染症の拡大防止対策を講じるために必要なものとして市長が認めた経費。

　（補助額）

第６条　補助金の額は、１０万円を上限に、補助対象経費の１／２以内とする。

２　補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

　（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 実施団体概要

(4) その他市長が必要と認めた書類

　（交付決定）

第８条　市長は、前条に規定する申請があった場合は、申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行うものとする。

２　市長は、前項の規定による審査、調査により、補助金を交付すべきと認めたときは、すみやかに交付の決定を行うものとする。

３　市長は、前項による交付決定（変更承認）を行ったときは、補助金交付決定（変更承認）通知書（第２号様式）により、通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、必要な条件を付することができる。

４　市長は、第１項の規定による審査、調査により補助金を交付できないと決定したときは、不採択通知書（第３号様式）により通知するものとする。

（計画の変更）

第９条　申請者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の計画の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、直ちに補助金変更承認申請書（第４号様式）を、市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の全体及び各費目における２０パーセント以内の変更をいう。

３　市長は、第１項の規定による補助金変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条の規定による決定を変更することができる。

　（交付請求及び交付）

第１０条　申請者は、第８条の交付決定（変更承認）通知に基づき、補助金の概算交付を受けようとする場合は、補助金請求書（第５号様式）により、市長に補助金決定額の２／３の範囲内で概算請求をすることができる。

２　市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第１１条　申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載し、補助金実績報告書（第６号様式）を次のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業が完了した日から起算して３０日を経過した日

(2) 補助金の交付決定のあった年度の３月末日

２　前項に規定する事業報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 活動報告書

(2) 収支決算書（領収書を添付のこと（コピーでも可））

(3) 補助事業の経過又は成果を証する書類並びに写真等

（額の確定及び精算）

第１２条　市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第７号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

２　補助金の交付を受けた者は、前項の通知に基づき、速やかに補助金の残額を請求書により市長に請求するものとする。

３　市長は、前項の請求書に基づき補助金の残額を交付するものとする。

４　市長は、補助金の交付決定を受けた者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の評価）

第１３条　市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

２　市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他適切な措置を講じるものとする。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　（有効期限）

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。

　　　附　則

この要綱は、令和４年３月３１日（又は告示の日）から施行する。

（シティプロモーション部文化課）

附　則

この要綱は、示の日から施行する。

第１号様式（第７条関係）

　　年　　月　　日

四　日　市　市　長

住　所

申請者　　団体名

代表者

電話番号

法人の場合は、主たる事業所の所在地

名称及び代表者の職氏名

四日市市文化活動促進補助金交付申請書

　四日市市文化活動促進補助金交付要綱第４条に定める活動を実施したいので同要綱第７条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助申請額　　　　金　　　　　　　　　　円

２　添付書類

　(１)　事業計画書

　(２)　収支予算書

（３） 実施団体概要

（４） 第４条第１項(各号)に該当することを示す資料

第２号様式（第８条関係）

四日市市指令文化　第　　　　-　号

住　所

団体名

代表者

四日市市文化活動促進補助金交付決定（変更承認）通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請（計画変更承認申請）のあった四日市市文化活動促進補助金については、四日市市文化活動促進補助金交付要綱第８条の規定に基づき、次のとおり交付（変更承認）することに決定したので通知します。

　　　　　　年　　月　　日

四日市市長

記

１　補助金の額　　　　　　金　　　　　　　　　　円

　　補助対象事業費　　　　金　　　　　　　　　　円（内訳は別紙参照）

２．補助金交付の条件

・この補助金は申請書記載の事業目的以外の用途に使用してはなりません。

・この補助金は市が監査を行うことがあります。

・事業が完了した時は、早急に実績報告書を提出すること。なお、活動報告会への参加をお願いする場合があります。

・事業関係書（経理簿、領収書等）は５年間保管すること。

・補助金の支払いは、原則完了払いですが、交付決定額の２／３の範囲での概算支払いが可能で、実績報告確認後残額を精算で支払います。

・事業内容等に変更が生じた場合は早やかに報告し、指示に従うこと。

・実績報告の内容によっては、補助金を返還していただく場合があります。

第３号様式（第８条関係）

　　年　　月　　日

四　日　市　市　長

四日市市文化活動促進補助金について

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった四日市市文化活動促進補助金については、下記の理由により不採択となりましたので通知します。

（理由）

第４号様式（第９条関係）

　　年　　月　　日

四　日　市　市　長

住　所

申請者　　団体名

代表者

電話番号

四日市市文化活動促進補助金変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け四日市市指令文化第　　　　-　号をもって交付決定（変更承認）を受けた活動の内容を変更したいので、四日市市文化活動促進補助金交付要綱第９条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の概要

２　補助申請額　　　　金　　　　　　　　　　円

３　添付書類

　(１)　事業（変更）計画書

　(２)　収支予算書

第５号様式（第１０条関係）

　　　　年　　月　　日

四　日　市　市　長

住　所

団体名

代表者

電話番号

[申請者が自署しない場合は、記名押印してください]

四日市市文化活動促進補助金請求書

　四日市市文化活動促進補助金交付要綱第１２条の規定に基づき、補助金を請求します。

　請求金額　　　　　金　　　　　　　　　　円

第６号様式（第１１条関係）

　　年　　月　　日

四　日　市　市　長

住　所

団体名

代表者

電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　[申請者が自署しない場合は、記名押印してください]

四日市市文化活動促進補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け四日市市指令文化第　　　　-　号をもって交付決定（変更承認）を受けた活動を完了したので、四日市市文化活動促進補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

１　活動に要した経費　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

３　添付書類

（１）　活動報告書

（２）　収支決算書

（３）　領収書（又は領収書の写し）

（４）　事業内容を示す写真

（５）　その他

第７号様式（第１２条関係）

四日市市指令文化　第　　　　-　号

住　所

団体名

代表者

四日市市文化活動促進補助金確定通知書

　　　　　年　　月　　日付け四日市市指令文化第　　　　-　号をもって交付決定（変更承認）した四日市市文化活動促進補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

１　補助確定額　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　既に交付した額　　　金　　　　　　　　　　円

３　補助金の残額の交付を受ける方は、同封の「四日市市文化活動促進補助金」に必要事項を記入の上、請求してください。

４　既に確定額を超える補助金が交付されている方は、同封の「納入通知書」により、超過交付された額を返還してください。

　　年　　月　　日

四日市市長